【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所（本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四第一項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所（本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四第一項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所（本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所（本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が　店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、証券業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社又は登録金融機関である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成16年5月31日 府令第53号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は証券仲介業者（法第二条第十一項に規定する証券仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成13年9月25日 府令第77号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ　文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一　文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二　前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三　前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四　前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ　前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ　前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五　前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（ハ、ニ　新設）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に掲げる方法は、文書被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者の使用に係る電子計算機と、文書被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

４　第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

５　前項各号に掲げる方法は、文書被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

６　第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者の使用に係る電子計算機と、文書被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　文書交付者は、第四項の規定により第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、第二項第二号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（４～８　新設）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総理府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する総理府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総理府令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する総理府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、一億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社（指定法人を含む。以下同じ。）が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

**第十四条の十六**　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

２　法第二十三条の十四第一項に規定する大蔵省令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されている場合（当該有価証券の発行会社が当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ロ　当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二　当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ　証券会社（証券業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）が適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項において同じ。）以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ　当該有価証券の保管の委託を受けた証券会社が当該委託をした者から請求を受けた場合には、証券業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三　次のいずれかの場合に該当すること。

イ　当該勧誘の相手方が証券会社である場合

ロ　当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を証券会社又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ　当該勧誘を行う者が証券会社であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を証券会社に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

３　法第二十三条の十四第二項に規定する大蔵省令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一　法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

二　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

（改正前）

（新設）